

許可番号 第09103005522号

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府高槻市津之江町二丁目22番9号  
氏名 株式会社 アイデックス  
代表取締役 井出 保



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福山市長 枝広 直幹

許可の年月日 平成30年10月 3日

許可の有効年月日 平成37年10月 2日

## 1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

産業廃棄物の種類

汚泥（特定基準に適合しないものを除く。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）

廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

廃酸（水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）

廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）

廃プラスチック類（廃プリント配線板及び自動車等破砕物を含み、廃容器包装を除く。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

金属くず（廃プリント配線板及び自動車等破砕物を含み、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板及び廃容器包装を除く。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び

陶磁器くず（自動車等破砕物を含み、廃フラスコ管、廃石膏ボード及び廃容器包装を除く。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余自

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年10月12日 更新許可

平成23年 8月26日 更新許可及び優良認定

平成30年 8月29日 更新許可及び優良認定

令和 5年 5月15日 汚泥の石綿含有産業廃棄物を明記

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

